劇場・音楽堂等の制度的な在り方に関する検討の方向性

- 既に多種多様な劇場・音楽堂等が多数ある中で今後の在り方を検討する必要があり、劇場・音楽堂等を拠点とした舞台芸術の振興という方向で検討すべきである。
- 〇 地域主権の流れを踏まえ、公立文化施設に何かを義務づけるような規制的な枠組 ではなく、設置者の判断のもと、舞台芸術が振興される枠組にすべきである。
- いわゆる劇場・音楽堂ではない文化施設を含め、地方の文化施設において、企画制作や公演、研修等の取組が実施され、舞台芸術に係る機能が十分に発揮されることが求められており、そのためには、国としてどのような支援を行うべきかという観点から検討すべきである。
- 〇 文化施設を「施設」というハード面だけで捉えるのではなく、そこに配置すべき 人材的要素も考慮して「組織」として捉えるべきである。
- 〇 文化芸術振興基本法第 25 条との関係に留意すべきである。文化芸術団体や観客 といった施設を使用する側に関する事項についても検討すべきではないか。